

議案第7号

木津川市都市公園条例の一部改正について

木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月21日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

城山台八丁目における開発行為により移管を受けた公園を都市公園として供用開始するに当たり、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

木津川市都市公園条例（平成19年木津川市条例第170号）の一部を次のように改正する。

別表第1 相楽大徳公園の項の次に次のように加える。

城山台八丁目1号公園	街区公園	木津川市城山台八丁目3番地43
城山台八丁目2号公園	街区公園	木津川市城山台八丁目4番地90

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料（議案第7号）

木津川市都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

本則 （略）

別表第1（第2条関係）

名称	種別	位置
(略)	(略)	(略)
相楽大徳公園	街区公園	木津川市相楽大徳67番地3、68番地43
城山台八丁目1号公園	街区公園	木津川市城山台八丁目3番地43
城山台八丁目2号公園	街区公園	木津川市城山台八丁目4番地90
梅美台1号緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目3番地
(略)	(略)	(略)

別表第2・別表第3 （略）

（旧）

本則 （略）

別表第1（第2条関係）

名称	種別	位置
(略)	(略)	(略)
相楽大徳公園	街区公園	木津川市相楽大徳67番地3、68番地43
梅美台1号緑地	都市緑地	木津川市梅美台二丁目3番地
(略)	(略)	(略)

別表第2・別表第3 （略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第7号 木津川市都市公園条例の一部改正について		
担 当 課	管理課 用地係		
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	城山台八丁目に開発行為により造成された分譲型宅地(2か所、計230区画)に居住する住民の利用に供することを目的とする公園を市が移管を受けるに当たり、適正な管理ができるよう条例で都市公園に位置づけるものです。		
提案に至るまでの経緯	・都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条第2項に基づく協議(公共施設の管理者との協議)の実施。 ・同法第40条第2項による帰属(施設用地の所有権移転)。		
市民参加の状況	☐ 有 ☒ 無 		
市総合計画の位置付け	基本方針	6 環境と調和した持続可能なまちの創造	
	施策目標	(1) 地球環境と身近な自然の保全と継承	
	施 策	31 身近な自然の保全と活用	
	施策の実現に向けた主な取組み	③公園、緑地等の整備	
	主な事業等	公園・緑地・街路樹維持管理の推進	
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度(年度) ☐ 複数年(年度)		
将来にわたる効果及び経費の状況	当該施設を条例で都市公園に位置づけることにより、適正管理を図るものです。		